

○行政手続法の施行に伴う地方公務員災害補償の実施について

平成6年9月29日地基企第49号
各支部事務長あて 企画課長

第1次改正 平成7年8月1日地基企第41号

第2次改正 平成16年3月31日地基企第29号

第3次改正 平成22年3月19日地基企第20号

第4次改正 平成30年4月1日地基企第22号

平成6年10月1日から行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）が施行されることに伴い、地方公務員災害補償の実施について下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないようにされたい。

記

1 審査基準及び処分基準の公表

手続法第5条の審査基準（以下「審査基準」という。）及び同法第12条の処分基準（以下「処分基準」という。）に該当する通知等は、支部及び任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）において閲覧に供するか求めに応じて提示すること。

（第2次改正・一部）

2 標準処理期間の設定

手続法第6条の標準的な期間については別に定める。

3 公務外の認定等の理由の提示

(1) 公務（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）外の認定（通勤災害非該当の認定を含む。）、補償の請求の不支給決定（請求金額を減額して支給決定をした場合を含む。）等及び年金たる補償の年金額改定を行う場合は、補償の請求書等の様式に関する規程（平成6年2月10日地基規程第1号）（以下「様式規程」という。）に定める様式により、その理由を書面で提示すること。

また、様式規程に定めのない補償に関する決定のうち、申請に対する拒否決定（一部拒否決定を含む。以下同じ。）及び特定人に対する不利益処分決定を行う場合は、その理由を書面で提示すること。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）

(2) (1)の「補償の請求の不支給決定（請求金額を減額して支給決定をした場合を含む。）等」とは、次に掲げるものであること。

- ① 医学上又は社会通念上相当と認められない療養に要する費用、平均給与額の算定誤り、遺族補償における受給資格者の対象範囲の誤り等による不支給決定又は一部不支給決定
- ② 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第30条の規定に基づく支給制限による休業補償若しくは障害補償の請求金額の減額支給決定又は傷病補償年金の減額支給決定
- ③ 法第41条又は第41条の2の規定に基づく支払調整により決定金額を減額して支給する決定
- ④ 法第46条の規定に基づく特殊公務災害補償の金額の請求に対する同条非該当の支給決定
- ⑤ 地方公務員災害補償法施行令（以下「施行令」という。）第10条の規定に基づく国際緊急援助活動特例災害補償の金額の請求に対する同条非該当の支給決定（第3次改正・一部）
- ⑥ 法第58条又は第59条の規定に基づく損害賠償との調整により請求金額を減額して支給する決定又は一定期間支給を停止する決定
- ⑦ 法第66条の2第2項の規定に基づく通勤による災害に係る一部負担金を支給金額から控除して

支給する決定

- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、申請に対する拒否決定
- (3) (1)の「様式規程に定めのない補償に関する決定のうち、申請に対する拒否決定及び特定人に対する不利益処分決定」及びその理由の提示については、それぞれ次に定めるところによること。
- ① 法第61条の規定に基づく補償の支払の一時差止めの決定
補償の支払の一時差止めを行おうとする場合は、事前に本部に照会すること。
- ② 施行令第6条又は第8条の規定に基づく予後補償又は行方不明補償の不支給決定（請求金額を減額して支給決定する場合を含む。）
様式規程に規定する他の補償の不支給決定に準じた様式により行うこと。
- ③ 地方公務員災害補償法施行規則第30条の2第4項又は第5項の規定に基づく申請に対する非該当の決定及び同条第7項の規定に基づく傷病補償年金の終了の決定
「傷病補償年金の支給の決定等について（平成6年9月29日地基企第45号）」に規定する様式によること。
- ④ 地方公務員災害補償基金業務規程第14条第1項の規定に基づく障害の程度の下位等級への変更決定及び同条第2項の規定に基づく障害の程度の変更請求に対する下位等級への変更決定又は変更しない旨の決定
適宜作成する書面で行うこと。
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、申請に対する拒否決定及び特定人に対する不利益処分決定
適宜作成する書面で行うこと。
- (4) 書面で提示する理由については、審査基準又は処分基準のいずれに該当し又は該当しないかをできるだけ具体的に記入すること。また、必要に応じ根拠法令を明記すること。
なお、理由の記入に当たっては、様式規程に定める様式の理由欄が不足する場合には別葉にしても差し支えないこと。

4 情報の提供

支部及び任命権者は、請求者の求めに応じ当該請求に係る審査の進行状況及び当該請求に対する処分の時期の見通しを示すように努めるとともに、請求書の記載及び添付書類に関する事項その他請求に必要な情報の提供を求められた場合には、これに応じるよう努めること。

5 福祉事業の取扱い（第1次改正・一部）

福祉事業については上記1から4までに準じて取り扱うこととし、申請に基づく福祉事業の不支給決定（申請金額を減額して支給決定した場合を含む。）を行う場合は、様式規程に定める様式により、その理由を書面で提示すること。（第1次改正・一部）